

平成 29 年度予算編成方針

【現状と課題】

本市の財政状況については、平成 27 年度一般会計決算において、平成 16 年度から 12 年連続して実質収支の黒字となった。

また、従前から実質収支赤字又は資金不足額を抱えている各会計においても収支改善が進んだことにより、平成 24 年度から 4 か年引き続き連結実質収支の黒字を堅持することができた。

さらに、平成 26 年度に引き続き、土地開発公社の保有土地の買い戻しを進める中でも、実質公債費比率が 0.9%、将来負担比率が 16.9%それぞれ改善した。加えて、市立病院事業会計における地方財政法上の資金不足も解消され、財政健全化法による健全化判断比率は、総じて改善が図られた。

これらは、全庁、全会計を挙げての財政健全化に向けた取組みの成果によるところが大であり、平素から現場で職務に精励されている職員の皆様方には、深く敬意を表するものである。

しかしながら、全国の自治体で財政健全化の取り組みが進められ、改善が図られている状況下にあっては、地方債発行の許可基準である 18%を今なお超過する実質公債費比率、全会計を合わせて約 660 億円の地方債現在高や、土地開発公社が抱える約 30 億円の保

有土地などのために高い数値を示す将来負担比率などから見た本市は、相対的には不健全な財政状況の団体として依然評価されていることから、引き続き財政の健全化による各財政指標の改善に努めなければならない。

【予算編成にあたっての考え方】

平成 29 年度予算編成にあたっては、昨年度に引き続き「第 4 次 泉大津市総合計画」が掲げる基本構想における「まちの将来像」の実現に向けて、総合計画の体系に沿った各施策・事業の展開を図るため、総合計画上の優先度を見極め、事業の緊急性・必要性、またその効果といった視点に基づく事業予算の再編を進めるとともに、平成 28 年度から取り組んでいる「泉大津市財政運営基本方針」の基本原則に則った予算査定を行うものとする。

I. 「第 4 次 泉大津市総合計画」の体系に沿った施策・事業の展開

平成 29 年度予算は、「第 4 次 泉大津市総合計画」3 年目の事業予算である。

各部局においては、基本構想における「まちの将来像」の実現に向けた施策の展開を図るとともに、既存事業については、事務事業

評価における議論や評価とともに、総合計画の成果検証のために平成28年度から実施している施策評価の評価結果などを踏まえ、見直しや縮減、より効率的・効果的な実施方法の導入を積極的に行うものとする。

Ⅱ. 「泉大津市財政運営基本方針」に基づく財政健全化の推進

冒頭にも述べたとおり、本市の財政状況は改善の傾向にあるものの、決して楽観視できるものではなく、今なお全国的にも府下においても低位の水準にある。

さらには、人口減少や全国的な地方税収入の回復基調などにより、地方交付税の減額が近年続いている一方、行政需要は増すばかりで、財源の見通しを誤れば、再び健全化判断比率を悪化させる恐れがあり、極めて慎重な財政運営を強いられているところである。

このような中、「第2次泉大津市経営指針」の後継計画であり、「第4次泉大津市総合計画」の個別計画である「泉大津市財政運営基本方針」が平成28年度からスタートしている。同計画は、財政運営の基本原則と収支計画を定めており、計画に沿った財政運営を行うことにより、財政の健全化、健全化指標の改善を図るものである。

については、平成 29 年度予算編成にあたっては、この計画の基本原則に則りながら、財政健全化に向けた財政規律の確立を図っていくものとする。

〔目標実現に向けた財政運営の基本原則〕（「泉大津市財政運営基本方針」より）

①後年度負担の軽減に資する地方債の発行・抑制

計画期間内の予算の地方債の発行額は、各事業費の抑制と事業実施年度の平準化により、地方債の元金償還予定額を下回ることを原則とし、地方債残高の着実な縮減を図る。

②一般財源ベースに基づく予算要求・査定の徹底

特に国の義務付けのない地方単独事業の新設・拡充にあたっては、既存・継続の事業費の見直し・縮減や適正な受益者負担を求めることにより、各部局の責務において財源を捻出することを原則とする。

③職員数の適正な管理と人材育成

職員数の適正な管理に努め、事務事業の効率化及び多様化する市民ニーズに対応できる職員育成のための研修の充実と、人事評価制度の導入による職員の能力、資質、勤労意欲の向上を図る。

④行政評価の活用

すべての事務事業・補助金について行政評価（事務事業評価）を実施し、評価結果の予算への反映を行う。

⑤特別会計、企業会計及び土地開発公社の健全化

駐車場事業及び国民健康保険事業特別会計については、計画期間内での赤字解消を図る。

市立病院事業会計については、公営企業としての経済性を最大限発揮するよう経営の改善を促すとともに、適切な支援を行うことで、経営の安定化を図る。

また、土地開発公社については、毎年度累増する利子相当額を考慮した土地の買戻しを行い、年次的な健全化を推進する。

⑥新地方公会計制度に基づく財務諸表の整備と財政状況の公表

全国統一的な基準による新地方公会計制度に基づく財務諸表の整備に向けての準備を進め、本市財政の現状と課題、めざすべき方向性など財政健全化に係る情報の開示に努める。

【最後に】

本市の財政状況は、25億円を超える実質収支の赤字により財政再建準用団体に転落する危機に瀕した平成13年度当時に比べれば、

飛躍的に改善が進んでいる。

平成 27 年度決算では、市立病院事業会計の地方財政法上の資金不足を解消し、駐車場事業及び国民健康保険事業特別会計についても、赤字解消が目前である。

しかしながら、府下ワースト 3 位の実質公債費比率や同 4 位の将来負担比率に象徴されるように、本市の財政健全化は未だ道半ばであり、今後とも土地開発公社の健全化をはじめとする財政上の課題に正面から対峙していかなければならない。

歳入の見込みについては、人口減少が主因で地方交付税が平成 28 年度に大きく削減され、今後も縮減されていくことが懸念される。社会資本整備に係る補助金・交付金も不安定で、平成 29 年度の予算編成にあたっては、非常に不透明な状況にある。

他方、歳出においては、社会保障関係経費を主とした、義務的な経費の増加が見込まれ、こうした状況の中で、収支の均衡を図るためには、他の歳出経費の大幅な削減が避けられないことは厳然たる事実である。

職員各位においては、このような状況を踏まえ、職員一人ひとりが常に改革の視点を持ちながら、創意と工夫による効率的で効果的

な行財政運営に取り組まれるよう最大限努力されたい。